

養老町障がい者活躍推進計画

令和2年4月

養 老 町

養老町障がい者活躍推進計画

養 老 町 長
養 老 町 議 会 議 長
養 老 町 教 育 委 員 会
養 老 町 選 挙 管 理 委 員 会
養 老 町 代 表 監 査 委 員
養 老 町 消 防 本 部 消 防 長
養 老 町 農 業 委 員 会

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 23 年法律第 123 号。以下「雇用促進法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が定めた障害者活躍推進計画作成指針に即して、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を策定します。

1. 策定主体

出先機関を含めた役場全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が互いに連携し、障害者活躍推進計画を策定します。

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画を見直します。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、すべての職員に周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

4. 養老町における障害者雇用に関する課題

当町においては、令和元年度法定雇用率（令和元年 6 月 1 日時点）は 2.5%を上回っていますが、今後、定年退職等により法定雇用率を下回ることも予想され、「障がいのある職員の計画的な採用」と「障がいのある職員が安心して働くことができる環境づくり」が課題となっています。

5. 目標

① 採用に関する目標

各年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 : 3.00 % (町長部局)

② 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにします。

6. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する整備体制

- 障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任します。
- 障がい者である職員の相談窓口を、総務部総務課内に設置します。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講座を受講します。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいのある職員の活躍を推進するため、職員一人ひとりの障がいの特性やスキル、また得意分野や希望などを職場と職員本人が十分に共有し、総合的な観点から職務の選定を図っていきます。
- 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職場の選定及び創出について検討します。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望をふまえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。

(4) その他

- 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労支援への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。